

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議事第四十二号について採決いたします。

本会に對する副委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会は、副委員長報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議事第四十二号は、副委員長報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第十六、議事第五十号、市道路線の廃止についてを議題といたします。

本会については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願うわけであります。が、委員長にかりまして副委員長から報告を願います。

(建設副委員長 堀川 貴君登壇)

○建設副委員長(堀川 貴君) 御指名がございましたので、委員長にかりまして議事

第五十号につきまして委員会における審査報告の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議事不審査報告と書) 別添参照

本会審査と当たつて理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、

質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で副委員長報告は終わりました。

これより副委員長報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議事第五十号について採決いたします。

本会に對する副委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、副委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議事録第五十号は、副委員長
の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) この際、日程第十七及び日程第十八の二件を一括して上程いたします。

日程第十七陳情第六十一号 福生市に非核都市宣言を求むる陳情書

日程第十八陳情第六十二号「非核平和福生市宣言」制定に関する陳情書
の二件を一括して議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告
を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名でござりますので、ただいま議題となっております

陳情第六十一号及び陳情第六十二号につきまして審査報告をさせていただきます。
(陳情審査報告書) 別添参照

なお、本二件は審査の冒頭に一括して審査したかどうかという御意見がありました
ので、お諮りいたしましたところ賛成多数で一括して審査することになりました。

そこで意見等の発言をお願いいたしましたところ、委員より、陳情第六十一号
についてはチェルノブイリでの原子力発電所の大変な事故等で核等の問題が出てきた
と思う。あるいは陳情第六十二号の中身でも核戦争はぜひやめていただきたいとい
うことが当然の人類の要望ではないかと思うし、態勢として非核都市宣言とい
うのはこの市、町でも行うべきか、行くべきものであろうかと考へる。当中においても速
やかに非核都市宣言を行うことが重要であると思うので採択していただきたいとの意
見がありました。

また委員より、前回出された請願書二件と今日の陳情書とは字句にあっては
若干違うものの結果的には非核都市宣言を行えということでは同じことであると思
うし、政府は非核三原則を堅持することははっきりしており、また当中において
も昭和四十六年に世界平和都市宣言をしているので、この陳情は二件とも不採
択願いたいとの意見もありました。

なお委員より、戦後四十年核がふえにふえ地球を何百回でも破壊できると

いうような態勢まで来ているという事はほとんどの方が承知していると思う。当市においては平和都市宣言の中に核の脅威から守ろうということがうたわれているが、人類永久の平和のためにも超党派で趣旨には御賛同をいただきたいとの意見があり、賛成、不賛成に分かれました。

起立により採決をいたしました。まず陳情第六十一号について採決することと賛成の方の起立を求めましたところ、起立少数により不採決と決定いたしました。続いて陳情第六十二号について採決することと賛成の方の起立を求めましたところ、起立少数にて不採決と決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会の報告となり御決定くださいますようお願いを申し上げます。して、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従いまして、最初に反対者から発言を願います。反対者、一番 林田 武君。

(一番 林田 武君登壇)

○一番(林田 武君) 陳情第六十一号「福生市に非核都市宣言を求める陳情書、陳情第六十二号「非核平和福生市宣言」制定に関する陳情書に反対の立場から御意見を申し上げます。

三月の定例会において請願第六十一号「非核平和福生市宣言制定に関する請願書」あるいは請願第六十二号「福生市に非核都市宣言を求める請願書」が提出され、この問題については総務委員会を何度か議論され、総務委員会において反対多数により不採決、そして本会議においても不採決になった経過があることは議員各位御承知のとおりであります。

そして今回、同内容の陳情であります。三月の二十四日——三月の定例議会の最終日に請願書がいろいろ御意見がありました。福生市議会において不採決になった後、朝日新聞の某記者から私に電話がありました。実は福生市に非核都市宣言を求める会代表田辺恒久氏、住所福生市本町五番地、電話五二一九

五一の会が記者会見をした。記事にしたのだが、御意見と伺いたという事で
ありました。私は記者さん、私の議事録をよく読んで正確に書いてもらいたいと
お願いいたしました。その後、三月三十日付で福生市に非核都市宣言を求める会
がこのことについてビラを発行いたしました。大きな見出しで、「えっ非核都市宣言の請
願が不採択に。しかし、宣言を実現するまで出し続けるぞ」と書いてあり、遠藤議
員にお聞きいたしましたところ、遠藤議員も構成を手伝ったと申しつわり、出し続ける
ぞという事でこの六月の定例議会に多分遠藤議員もお仲間の一入として陳情書
第六十一号が出されたものと想像されます。陳情書第六十一号は、内容に
横田基地の撤去がうたわれているので、これも多分共産党の原えんグループかなと想
像いたします。

ここで福生市に非核都市宣言を求める会が発行したビラの内容について事
細かく御批判申し上げる時間もありませんが、全般的に我が市民クラブのことにつ
いて書いておられる点が多々見られますし、今回の陳情書についてもあんなに別の問
題ではないように思われますので、一点だけ大事なことで申し上げたいと思います。
中にこう書いてあります。不採択の理由の一つは、自由民主党が党として非核都市

宣言と反対しており、福生市議会の圧倒的多数の市民クラブイコール全員自民
党員もそれに従っていることにあります。今や全国的に波及している非核都市宣言
を認めると非核運動を増長させて、結果として防衛費の増大に反対する者が
ふえることや平和勢力がふえることを恐れていると書いてあります。

よこにもって自分たちが善であり、反対する者は悪であると言わんばかりであり
ます。私たちは自由が最も大切であるという考えです。福生市に非核都市宣
言を求める会や共産党がそれぞれ世界平和を願うことは自由だし、そう信ずること
も自由であり、そしてまたその請願提出者や今回の陳情提出者が非核都市宣言を
訴えるのはもちろん自由であります。しかし、自分たちが平和勢力であり、自分たちの
反対を取り上げない者は反平和勢力であるかのような物と考え方、とうえ方は同じ日
本人として残念なことだと申し上げます。

私たち市民クラブは真に平和勢力であります。私たち市民クラブも自民党も
もうと奥の奥いところで日本の安全、日本の平和、日本の自由と民主主義の態勢力の取
持のために搬運してあります。だからこそ国民、市民の圧倒的御支持をいただいて
いるわけで、戦後四十二年、日本国がいろいろなひずみはあるけれども、経済発展を遂げ

国民生活が安定して来たうも国民の良識がそこにあると信じております。
その点を強く申し上げておきます。

そこで陳情第六十一号、陳情第六十二号についてあります。非核郡市
宣言が今福生市においては世界平和郡市宣言で十分であるとの理由は、三月の
定例本会議で申し上げたとおりであります。福生市においては昭和四十五年十二月二十
一日、福生市議会において世界平和郡市宣言を行っており、内容は世界の恒久平和を
願ひ、戦争を防止し、原子水爆の脅威から人類を守ろうとするものであります。私ども
福生市民は、この宣言にのっとり核戦争の防止、核兵器の徹底運動を展開していく
べきで、この宣言にのっとり行動し努力すべきであらうと思ひます。

したがって、福生市においては世界平和郡市宣言で十分であると判断し、反対意
見をいたします。(拍手)

○議長(森田治男君) 次に賛成者、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 陳情第六十二号「非核平和福生市宣言」制定に関する陳
情書について賛成討論を行います。

広島、長崎の悲劇を二度と再び全世界で繰り返さないでという平和の願いは日本
じゅう初め世界じゅうの入々の世論となつています。この世論に背を向するやうに、スラ
ミソ両国を中心に五万発以上もの核兵器が貯蔵されています。とりわけ日本は日本軍
事同盟のもとでアメリカの核戦力に組み込まれており、核戦争の危険とともに核事故
ということも大きな不安となつております。

横田基地が核通信施設と変化しているとき、いつ私たちが核戦争に巻き込まれな
いとも限りません。核兵器が存在する限り核戦争への危険はひくひります。核兵器
を廃絶することは全人類の死滅から救うことになり緊急の課題であります。今日本
だけでなく世界の各国で核兵器廃絶の運動が広がり日本では九百八十八の自治体で非
核宣言が行われております。地方自治体だけでなく非核の政府をつくらうという運動
も起きています。

こういう状況の中で全国各地で非核宣言を行う運動が進んでいます。地方自治
体が非核宣言を行うことは住民の命と暮らしを守るために当然であります。すべての
市民が平和を願ひ核兵器を廃絶してほしいと願つてゐるのです。

陳情第六十一、二号の総務委員会での審査報告は、すでに世界平和郡市宣言

及び非核三原則堅持に關する意見書と議決してゐるので十分であると報告されて
おりますが、いまだ政府は非核三原則の完全実施をしてゐず、さらに強く求めてい
く必要があると思ひます。ましてや世界平和都市宣言を行つてゐる当中で非核都
市宣言を行ふことは当然であると思ひますし、核兵器がある限り自治体としても非
核を断絶するべきだと考へております。

基地の存在しない他自治体と違い、当中は最も危険な横田基地を抱えており、
他自治体よりも二重にも三重にも平和を願う声と大にして叫ばなければならぬと思
へます。

本陳情は第一に世界で唯一の被爆国の自治体として核兵器の実験、製造、貯蔵、
使用を禁止する核兵器全面禁止の国際協定の締結をすべての国々に呼びかけられ
しといふこと。第二に、非核三原則の完全実施を求め、横田基地におけるあらゆる
核兵器、核攻撃を任務とする部隊、核攻撃司令通信施設の配備、訓練の禁止
と撤去を求めること。第三に、横田基地の夜間騒音、軍用機の中街地上空飛行
を禁止し平和な福生市をつくること。そして第四に、広島・長崎の被爆の実像を
広く市民に知らせて、被爆者援護法の制定を急がせること。以上四項目を内容と

とする宣言としてけしといふものです。これは横田基地を抱える福生市としてふて
おしい宣言になると思ひます。

ふ、反対者が市民クラブの皆さんは平和を願うと言われました。市民クラブの皆
さんが平和を願うと言われるならば、この陳情をぜひ採択していただきたいと思ひます。
非核平和を願う多くの市民の皆さんとともにこの本陳情を採択していただき
ますよう心からお願ひいたします。私の賛成討論といたします。

○議長(森田右男君) 次に賛成者、十二番遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君) 陳情第六十一号福生市に非核都市宣言を求める陳情
書についての賛成討論を行います。

ただいま反対議員の森田議員の方から、私が議会内で発言をしたわけではな
いという発言を引用されましたので、まずここに誠意をもちましてその訂正をお願
ひをいたしましたと思ひます。もしくは取り消しをお願いいたしましたと思ひます。

第一番目には構成を手伝ったということは一休とて発言をしたかということになりま
すけれども、そのような事実はないというふうに思ひます。間違ひないと思ひます。議会内の

正式の発言でない発言をあたかも議会内で正式の発言のごとく言われることは議員としては大変に不名誉なことであります。

次に、陳情者の名前をよく見ていた方がいいと思います。林田議員は陳情者の名前をお読みにならなかつたのではないかと思いますけれども、前回の陳情におきましては、非核都市宣言を求める会というところが出しました。今回は加瀬道雄さんという名前が出ております。同一視するのは勝手にしては行けませんけれども、同一視することでは陳情者をおとしめるようなことがあつてはならないと思います。一人の市民が陳情したときに、その人の性格や性質のことを議員が勝手に決めることが一体許されるかどうかというところははっきり言つていた方がいいと思います。私たちは議会の議員として正しい議会活動を行つていかなければならないと思ひますけれども、わざわざそれをおとしめることはあつてはいけなしいというふうに思ひます。さらに追加でも伺ひませんから訂正や撤回を求めたいと思ひます。

さて、本文になりますけれども、御承知のとおりチェルノブイリでの原子力発電所の事故、大変に核事故は恐ろしいというところになりました。現在九百八十八の市町村——三千ある自治体のうちで約三分の一が非核都市宣言を八二年から行つています。県では

さて、東京では十二区、政令都市では六つというふうに大変たくさんなつています。東京都におきましても武蔵野、三鷹、小金井、狛江、東大和、日野、東久留米、八王子、国立、昭島、武蔵村山、清瀬、保谷、町田、小中、調布、田無、国分寺、東村山、府中という形で二十もの都中が非核都市宣言を行つております。なお、委員会審議中に非核都市宣言の数を事務局の方から十四であるというふうに出てきましたけれども、新聞その他の報道で、あるいは前回の議会におきましても——三月議会におきましても原議員あるいは関議員の方から今の自治体の名前はずでに議事録にも載つていましておきり報告をされております。それを今から十四と言うのも大変おかしな報告だと思ひますけれども、いづれにしても議会事務局のことは置きまして、実際には、福生、立川、稲城、秋川、多摩というところではまだ行われていません。ちなみに中曽根首相のおひざ元群馬県高崎市中ですでに非核平和都市宣言というものが行われておりまして、全体とすれば社会の趨勢ではないかというふうに思ひます。

現在行われております核戦争についての準備で、あるいは核軍事大国家という形で世界じゅうがたくさん核を持つてゐる中で何とか非核の町を、あるいは非核の地域をという願ひは人類共通の願ひではないかと思ひます。

そういふ点から言ひましても確かに平和を願わないう者は悪であります。平和を願う者は善であります。そういふことから言へば平和を願う者が善であるとは主張するのには当然であらうとも私は思つております。ただそれは必ずしも自分たちだけが善であり、そうでない者がすべて悪というとはどこにも書いてはいないと思ひます。それも合せて余り被害者意識をお持ちにならないうちにどうもさういふかゝるでひ議員の各皆様方にはこの非核都市宣言の採決に賛成をしてくださるうにお願いをいたしまして、私の賛成討論といたしたいと思ひます。

○議長(森田治男君) 以上で討論を終ります。

これより本二件について個別に採決いたします。

まず陳情第六十一号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採決であります。

お諮りいたします。

陳情第六十一号は、採決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立少数であります。よつて陳情第六十一号は、委員長の

報告のとおり不採決とすることに決定いたしました。

次に陳情第六十一号について、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採決であります。

お諮りいたします。

陳情第六十一号は、採決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立少数であります。よつて陳情第六十一号は、委員長

報告のとおり不採決とすることに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 二時十分まで休憩いたします。

午後一時五十四分 休憩

午後三時 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

ただいま森田 武君より先ほどの陳情第六十一号及び陳情第六十二号の討

論中、「大々見出しで云々から想像いたします。」までの発言を取り消したい旨の申し出がありました。申し出のとおり取り消すことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて、よつて決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十九議案第五十一号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本堂に於て、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので議案第五十一号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算第二号につきまして提案理由並びにその内訳を申し上げます御説明申し上げます。

本予算は、御案内のとおり去る六月二日、衆議院が解散され、これに伴い六月二十一日公示、七月六日投票の衆参ダブル選挙が行われることに伴う衆議院議員選挙費の追加経費の計上でございます。

歳入財源については即委託金を充当し、歳出については選挙準備経費、投票開票事務等の経費を計上していただきたいと思います。なお、本予算は、当初予算で計上いたしました参議院議員選挙費との調整を図り、追加分として計上したものでございます。

その内訳について説明を申し上げます。

まず予算書の一ページを開きいただきたいと思います。第一本にありまして、既決予算額に六百六十八万六千円を追加いたしました予算総額を歳入歳出それぞれ百二十七億五千六百八十九万六千円と定めようとするものでございます。

次に歳入歳出補正予算でござりますが、事項別明細書により御説明申し上げます。

四ページを開きいただきたいと思います。まず歳入でござりますが、即支出金の総務費委託金として六百六十八万六千円の追加をいたそうとするものでございます。次に歳出でござりますが、五ページを開きいただきたいと思います。

まず総務費の選挙費のうちの選挙管理委員会費でござりますが、十万余円の追加補正で、これは選挙従事職員超過勤務手当でござります。次に衆議院

議員選挙費でございまして、六百五十七万九千円の追加補正で、その内容は、開票立
会入十名分の報酬八万円、職員手当等で投票開票事務に従事する職員の手
当として二百二十九万六千円、パートタイマー賃金として三十八万三千円、ポスター掲示場
の謝礼として六万円、費用弁償及び職員旅費を合わせて二万七千円、消耗品等需
用費関係で合わせて百十八万三千円、通信運搬費として二万九千円。

次に六ページをお開きいただきます。選挙公報取付等委託料等関係
係経費で三百万一千円、会場借上料等で二十二万七千円、投票箱等の備品購
入費で二十九万三千円でございまして、

以上が歳出でございまして、その合計額六百五十七万九千円と相なる次第でございまして、
以上、甚だ雑駁な説明でございまして、慎重御審議をいただきます。原案にお
り御決定賜りますようお願いを申し上げます。説明をいたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十四番(関 米吉君) ちうと一点お尋ねしておきたいと思っております。ちういった予算の
組み方ということなんですけれども、衆議院議員の選挙費ということでその財源はすべて

東京都からの委託金ということになっております。ちういった予算の組み方はちうの
場合における衆議院議員の選挙に於いては六百六十八万六千円かかるから都の方
ちうだいという形なのか。それとも東京都の方から福生市における衆議院議員の
経費としては六百六十八万六千円でやりなさいという形でこの予算が組まれているのか
どうなのか。そこをちうと教えていただきたいと思っております。

○選挙管理委員会事務局長(篠崎 寛君) 自席からお許しをいただきます。お答え
申し上げます。

衆議院議員選挙費の委託金の件でございまして、市のうちでもう衆議院
議員選挙にかかる費用といたしましてこれだけかかるからこれだけの委託金を都の方
へ要求してくるのかということなのかと、ちういうことでございまして、一応今回の場合は衆参
同日選挙という格好になりました。参議院議員と衆議院議員の選挙が同時に施行
ということになりますので、その不足の額につきまして一応計上されていただいております。ござい
ます。でありますから、この額につきまして一応の都の方を通じていただきたいということに
なっております。

しかしながら、これはやはり衆参同日選挙となりますと経費の配分ということに都の